

横須賀市狭あい道路拡幅整備助成要綱

(総則)

第1条 建築行為等に係る拡幅整備に対する助成等については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、建築行為等に伴い、狭あい道路の整備と後退用地の確保を促進し、もって安全で良好な居住環境の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定に基づく道のうち市道をいう。
- (2) 建築物 法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 建築主等 狭あい道路に接する敷地に建築しようとする者及びその土地所有者をいう。ただし、建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者も含む。
- (4) 後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線。ただし、当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の境界線から道路の側に4メートルの線をいう。
- (5) 後退用地 市道境界線と後退線に挟まれた土地をいう。
- (6) 支障物件 後退用地に存する擁壁、門、塀、立木、生垣、地下埋設物等で、狭あい道路の整備に支障となる物件をいう。
- (7) 拡幅整備 市道の境界が確定している狭あい道路に接する敷地において行う、別表第1に掲げる行為をいう。
- (8) 道路整備 拡幅整備のうち、別表第1(3)に掲げる行為をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けすることができる者は、拡幅整備を行う建築主等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、助成金の交付を受けることができない。

(後退用地の寄付等)

第5条 前条の助成を受ける建築主等は、後退用地を本市に寄付するものとする。

(工事の実施)

第6条 拡幅整備は、別表第2に掲げる留意事項に基づいて行うものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、1宅地につき、次項の規定により算定した助成額の合計額

(助成金を受けようとする者が課税事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)

第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第9条第

1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)である場合

にあつては、当該合計額から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除した

額)とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てるものとする。

2 別表第1に掲げる補助対象に係る助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額のうち最も少ない額とする。

(1) 別表第1対象の欄の区分に応じ、それぞれ同表限度額の欄に定める額

(2) 拡幅整備に要した費用に相当する額

(事前協議)

第8条 助成金を受けようとする者は、規則第4条に規定する申請をするに当たり、

後退用地の整備について、当該申請を行おうとする日の属する年度から2年度前以

降あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議の申込みは、狭あい道路の拡幅整備に関する事前協議申請書

(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付申請)

第9条 助成金を受けようとする者は、前条の協議が終了した後に、規則第4条に規定す

る補助金等交付申請書を提出するものとする。

2 前項の補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第

2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる

書類は、次に掲げるものとする。

(1) 公図の写し

(2) 土地調書

- (3) 土地の全部事項証明書の写し
- (4) 工事内容書
- (5) 設計図面
- (6) 工程表
- (7) 見積書の写し
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、前項に掲げるその他参考となる書類のうち、市長が必要ないと認めるものについては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(工事の着手)

第10条 建築主等は規則第5条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受けた日から4週間以内に工事に着手しなければならない。

(添付書類)

第11条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、狭あい道路拡幅整備工事しゅん工届(第2号様式)及び工事の状況を示す図書等とする。

(現地検査等)

第12条 市長は、狭あい道路拡幅整備工事しゅん工届の提出を受けたときは、速やかに現地検査を行い、必要があると認めるときは、規則第12条の規定により、期限を付して手直しを命ずるものとする。

(助成金の請求等)

第13条 建築主等は、前条の検査に合格した後、規則第11条第2項に規定する請求書を提出するものとする。

(所有権移転等)

第14条 市長及び建築主等は、拡幅整備の終了後、当該後退用地の所有権移転登記手続を行うものとする。

(後退用地の整備等)

第15条 市長は、前条の所有権移転登記の終了後、後退用地の整備を行うものとする。ただし、建築主等が道路整備を行った場合はこの限りでない。

(準用)

第16条 この要綱は、次の各号に掲げるもののうち市長が適当と認めたものについて準用する。

- (1) 後退をして、拡幅整備工事の全部又は一部を行っていない土地。
- (2) 法第 42 条第 2 項の規定に準じて、土地所有者等が自主的に後退する後退用地。この場合において、地上権、賃借権その他の土地使用权を有する者が他の者であるときは、その者の同意書を助成金の交付申請の際に添付するものとする。
- (3) 幅員 1.8 メートル未満の市道で、市長が特に必要と認めた後退用地
(適用の除外)

第 17 条 この要綱は、次の各号に掲げる事業には適用しない。

- (1) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成工事
- (2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為（自己の居住用のための開発行為を除く。）
- (3) 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を伴う事業
- (4) 国、地方公共団体又は公団等が行う事業
- (5) その他市長が別に定めるもの

2 この要綱は、次の各号に掲げる土地には適用しない。

- (1) 接する道路の境界が確定されていない土地
- (2) 市街化調整区域内にある土地
- (3) 狭あい道路より低い位置にある土地
- (4) 階段状道路に接する土地、及び階段状道路によってのみ、他の道路に接続することのできる道路に接する土地

(その他)

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横須賀市狭あい道路拡幅整備要綱（平成元年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 19 日から施行する。

別表第1（第3条、第7条関係）

(1) 支障物件の除去又は移設				
対象		助成金の額		限度額
除去	門柱	1本につき	10,000円	50万円
	門扉	1組につき	7,100円	
	塀	見付面積1平方メートルにつき	3,400円	
	立木	1本につき	14,000円	
	生垣	延長1メートルにつき	2,500円	
撤去又は移設	設備	給排水管・ガス管・電柱その他これらに類するもの	撤去又は移設に要する額。ただし、設備工事全体で30万円を限度とする。	
(2) 擁壁の撤去・築造				
対象		助成金の額		限度額
撤去		見付面積1平方メートルにつき	26,000円	200万円
築造		トルにつき	75,000円	
(3) 道路整備				
対象		助成金の額		
コンクリート舗装		舗装面積1平方メートルにつき	16,000円	
アスファルト舗装		舗装面積1平方メートルにつき	9,300円	
側溝	新設	1メートルにつき	52,000円	
	撤去	1メートルにつき	13,000円	
柵	新設	1箇所につき	134,000円	
	撤去	1箇所につき	26,000円	
地先境界ブロック	新設	1メートルにつき	13,000円	
	撤去	1メートルにつき	3,700円	

別表第2（第6条関係）

拡幅整備における留意事項

1 擁壁工事における技術基準

- （1） 宅地の安全性が十分に確保された構造とすること。
- （2） 道路上側の後退線の外側に擁壁を設置する場合は、地上高が2メートル以下で宅地の平坦地面積が増えないものとする。

3 工事施工者

- （1） 拡幅整備の工事施工者は、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第5条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された業者とする。
- （2） 現場管理等については、神奈川県土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準を参考とするものとする。

第1号様式（第8条関係）

（第1号様式（第8条関係））

狭あい道路の拡幅整備に関する事前協議申請書

令和 年 月 日	
横須賀市長	
住 所 申請者 氏 名 電話番号	
住 所 代理人 氏 名 電話番号	
狭あい道路の拡幅整備のための事前協議を行いたいので、次のとおり申請します。	
申請地番	横須賀市 町 丁目 番
市道番号	市道 号
後退用地処理	<input type="checkbox"/> 申請者が道路整備を行い、市に寄付します。 <input type="checkbox"/> 横須賀市が道路整備を行うことを承諾し、市に寄付します。 (現地調査の後に決定することもできます。)
備考	

第2号様式（第11条関係）

（第2号様式（第11条関係））

狭あい道路拡幅整備工事しゅん工届

横須賀市長殿		年 月 日	
		住所 申請者 氏名 電話	
補助事業等の名称	市道 号 狭あい道路拡幅整備補助事業		
交付決定額			
精算額			
補助事業等完了年月日			
精算に係る収支明細			
添付書類	工事写真ほか、しゅん工図書一式		
（事務処理欄）			
工事施工場所	横須賀市		
承認年月日	令和 年 月 日	承認番号	第4-〇号
着工日	令和 年 月 日	しゅん工日	令和 年 月 日
工事施工者	住 所（所在地）		氏 名（登録業者名）
検 査	検 査 日	令和 年 月 日	
	検 査 員	建設部道路整備課（補修担当課）	
	担 当 者	建設部道路整備課（補修担当課）	
検 査 結 果	合 格	不 合 格	検査結果 通知日 令和 年 月 日

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。